

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 〇 土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件 四三
- 〇 計量器の定期検査を実施する件 四三
- 〇 県営土地改良事業計画を定めた件二件 四四
- 〇 道路の供用を開始する件 四五
- 公 告
 〇 肥料の登録が失効した件 四五
- 〇 福島県労働委員会
 〇 福島県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則 四五

告 示

福島県告示第五百四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十九年八月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域
 - 1 指定する区域
 - 双葉郡葛尾村大字落合字菅ノ又二三番の一部で次の図に示す区域
 - 2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特

定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
 (二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

なし

3 指定する区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域

1 指定する区域

双葉郡葛尾村大字落合字菅ノ又二三番の一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

なし
 (二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部生活環境総室水・大気環境課及び福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
 （水・大気環境課）

福島県告示第五百四十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年八月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
田村市	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三三九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	九月一二日 午後一時三〇分から 午後四時まで	田村市文化の館 ときわ
		九月一三日 午前九時三〇分から 午前一〇時三〇分まで	田村市都路行政局

町	右に掲げる市	田村郡三春町	田村市	田村郡小野町	同
	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの				
	九月二七日から一〇月二五日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一時三〇分まで	九月二六日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	九月二〇日 午前九時三〇分から 午前一時三〇分まで	九月一四日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで
	福島県計量検定所	三春交流館まほら	田村市大越行政局	田村市滝根行政局	田村市瀨川住民センター 田村市文化センター

午後一時から
午後三時まで

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
田村市、田村郡三春町及び同郡小野町	非自動ばかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、広野地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業（生産基盤型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年八月七日から
月二十八日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所

広野町役場

（農村計画課）

福島県告示第五百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小高東部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成二十九年八月七日から
月二十八日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第五百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十九年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬巨理線	相馬郡新地町谷地小屋字南浜田二五番二地先から 同 郡同 町大字埴木崎字作田五七七番一九地先まで	平成二十九年八月七日

(道路計画課)

公 告

公告第七十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の登録は失効した。

平成二十九年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	失 効 年月日
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
838	混合有	混合有	4.6	2.2	1.0	含有を	出光興	東京	平成29

機質肥料	機質肥料BS1号	許される有害成分の最大量及びその制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社	郡千代田区丸の内三丁目1番1号	年7月15日
------	----------	---------------------------------	------	-----------------	--------

(農業総合センター)

福島県労働委員会

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月四日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第三号

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十八年福島県労働委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

心身の状況	健康状態・病歴	障害
<input type="checkbox"/> 性格 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

家庭生活	親族関係	婚姻歴
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 ()

「
身体状況・能力
」
家庭生活
親族関係
その他 ()
婚姻歴 ()
家庭の状況

